

○国家公安委員会告示第三十二号

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）第一条第二項第一号口の規定に基づき、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一条第二項第一号口の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものを定める件（平成十九年国家公安委員会告示第八号）の全部を次のように改正する。

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

届出教習所指導員（大型）課程、届出教習所指導員（中型）課程、届出教習所指導員（準中型）課程、届出教習所指導員（普通）課程、届出教習所指導員（大自二）課程、届出教習所指導員（普自二）課程、届出教習所指導員（大型二種）課程、届出教習所指導員（中型二種）課程及び届出教習所指導員（普通二種）課程

附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九年三月十二日）から施行する。